

松阪市産業支援センターからのお知らせ（令和5年7月3日）

松阪市産業支援センターです。

松阪市では、市内中小企業におけるカーボンニュートラルの取組促進を目的に、省エネ最適化診断、温室効果ガス排出量の把握・削減目標の設定、設備投資を含む省エネ対策の実施、自家消費用発電装置等の導入に係る経費を支援する、令和5年度中小企業カーボンニュートラル推進補助金の二次募集を本日より開始しました。

今後も、国・県、関係機関等のホームページに掲載されています新しい情報をお送りさせていただきますので、ご参考にしていただければ幸いです。

今後とも、松阪市産業支援センターをよろしく願いたします。

1.令和5年度中小企業カーボンニュートラル推進補助金(二次募集)が始まりました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/carbon-neutral-r5-2nd.html>

2.「専門家派遣事業」の受付を行っています

～事業者の皆さんのご困りごとの解決をサポートします～

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

3.法律 税務 労働 販路開拓の各相談窓口を開設しています

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

1.令和5年度中小企業カーボンニュートラル推進補助金(二次募集)が始まりました

松阪市では、市内中小企業におけるカーボンニュートラルの取組促進を目的に、省エネ最適化診断、温室効果ガス排出量の把握・削減目標の設定、設備投資を含む省エネ対策の実施、自家消費用発電装置等の導入に係る経費を支援します。

・補助対象者：

松阪市内の中小企業者等で、業種は問いません(条件は別途定めていますので、HPをご覧ください)

・補助限度額：

1は25万円、2は200万円(ただし、照明のLED化のみの更新は50万円)、3は100万円組み合わせ最大200万円まで可能

1の事業で省エネ診断や温暖化ガス排出量算定を希望する企業。

2の事業は、事前に省エネ診断を受診し、診断結果において提案のあった関連設備に対して補助します。照明のLED化を導入する場合、省エネ診断は任意ですが、応募者多数の場合は省エネ診断を受診し、診断結果において照明のLED化の提案のあった企業を優先採択します。

3の事業は自己消費用発電装置(太陽光パネル等)の設置を必須とし、それに付随する蓄電池等の設備、設置に係る工事費(屋根補強費用なども含む)等が対象となります。発電量の一部でも、固定価格買取制度(FIT)による売電を行う場合やPPA(電力販売契約)モデルで実施する場合は対象外です。また、家庭用と共用の装置は対象外です。

・補助率：

補助対象経費の 1/2 以内

・募集期間：

令和 5 年 7 月 3 日～令和 5 年 7 月 31 日

※状況により申請期間中であっても受付を締め切る場合がございます

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部企業誘致連携課

TEL：0598-53-4366

E-mail：kig.sec@city.matsusaka.mie.jp

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/carbon-neutral-r5-2nd.html>

2. 「専門家派遣事業」の受付を行っています

～事業者の皆さんのお困りごとの解決をサポートします～

松阪市では、市内の事業者の皆さんが抱えているお困りごとを解決するため、各分野の登録専門家を無料で派遣する専門家派遣事業の受付を行っています。

例えば・・・

(1) 販路拡大のために新たなチラシを作成したいので専門家のアドバイスが欲しい。

(2) 事業承継を行いたいので、中期の事業計画を作成したいので専門家のアドバイスが欲しい。

(3) 就業規則を見直しているので、専門家のアドバイスが欲しい。 等

お困りごとを解決したい事業者の皆さんからのご相談をお待ちしております。

・対象企業：松阪市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者等(創業に係る場合にあっては、開業届を提出し、松阪市内に主たる事務所を設置した者)

・派遣回数：最大 4 回／1 テーマ (年間 2 テーマまで)

・派遣費用：無料

詳細及び申込につきましては下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

登録専門家を確認したいときは下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-senmonka2.html>

3. 法律 税務 労働 販路開拓の各相談窓口を開設しています

松阪市産業支援センターでは、事業を運営して行くにあたり直面する様々な課題を解決するため、法律・税務・労働・販路開拓の相談窓口を開設し、皆さんからの予約をお待ちいたしております。

・開催日

税務相談 毎月第1木曜日

販路開拓相談 毎月第3水曜日

法律相談 毎月第3木曜日

労働相談 毎月第4水曜日

(※開催日が祝日の場合、窓口はお休みさせていただきます)

・開始時刻：

13時30分からと15時00分からの2回

・相談時間：

90分以内

・窓口会場：

カリヨンプラザ1階 支援センター相談室(松阪市日野町788)

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部商工政策課 松阪市産業支援センター

TEL：0598-25-6520

E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細及び予約につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

※ネットから予約をされる場合は、一番下の「→確認画面へ進む」をクリックしないで、上に掲載されています相談窓口を選んだうえで、URL か QR コードから申込画面にお進みください。

メールが不必要な方は下記にご連絡をいただきますようお願いいたします

発信元

松阪市産業文化部 商工政策課

松阪市産業支援センター

515-0084

松阪市日野町788 カリヨンプラザ1階

TEL 0598-25-6520 FAX 0598-25-6521

URL <https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/>

E-mail san.shien@city.matsusaka.mie.jp
